お知らせ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和４年２月１０日
熊本河川国道事務所

白川「緑の区間」（大甲橋～明午橋の左岸側）が「都市・地域再生等利用区域」に指定！

～中心市街地の活性化と水辺の賑わいのあるまちづくりを進めます～

熊本市においては、白川河川敷の「緑の区間」（大甲橋～明午橋）の整備に合わせ開催された「ミズベリング白川７４」を契機として、河川整備により創出された河川空間を利活用して、中心市街地の活性化と水辺の賑わいあるまちづくりを進めるため、「都市・地域再生等利用区域」の指定を目指して平成２８年に協議会が設立され、協議会を主体に白川夜市等の社会実験を実施してきました。

このたび熊本市より「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望が九州地方整備局へ提出され、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行いました。

区域指定により、占用主体である白川「緑の区間」利活用推進協議会が民間事業者と使用契約を結ぶことで、飲食の提供など店舗による営業やイベントの開催などが可能となります。

【問い合わせ先】
九州地方整備局熊本河川国道事務所
占用調整課　占用調整課長　池田　（内線３４１）
専門職　内田　（内線３４４）
ＴＥＬ：０９６－３８２－１１９８（直通）

明午橋より下流を望む

大甲橋より上流を望む

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第１項及び第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和４年２月１０日

九州地方整備局長

第１　都市・地域再生等利用区域

白川水系白川流域で別図に示す区域

第２　都市・地域再生等占用方針

（１）占用の許可を受けることができる施設

広場及び広場と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等

（熊本市の振興を目的として整備される施設）

（準則第二十二第３項第一号及び第六号）

（２）許可方針

１．占用申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること

２．河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること

３．占用する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること

４．地域の活性化、中心市街地活性化に寄与するものであること

５．都市・地域再生等占用主体は、占用区域内を常に良好な状態に保持すること

６．占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること

７．洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が予見される場合、又は発見した場合において、占用施設の使用を中止させたうえ、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること

８．水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。

９．施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること

10．施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること

11．施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第３　都市・地域再生等占用主体

（１）都市・地域再生等占用主体

白川「緑の区間」利活用推進協議会（準則第二十二第４項第一号）

位 置 図

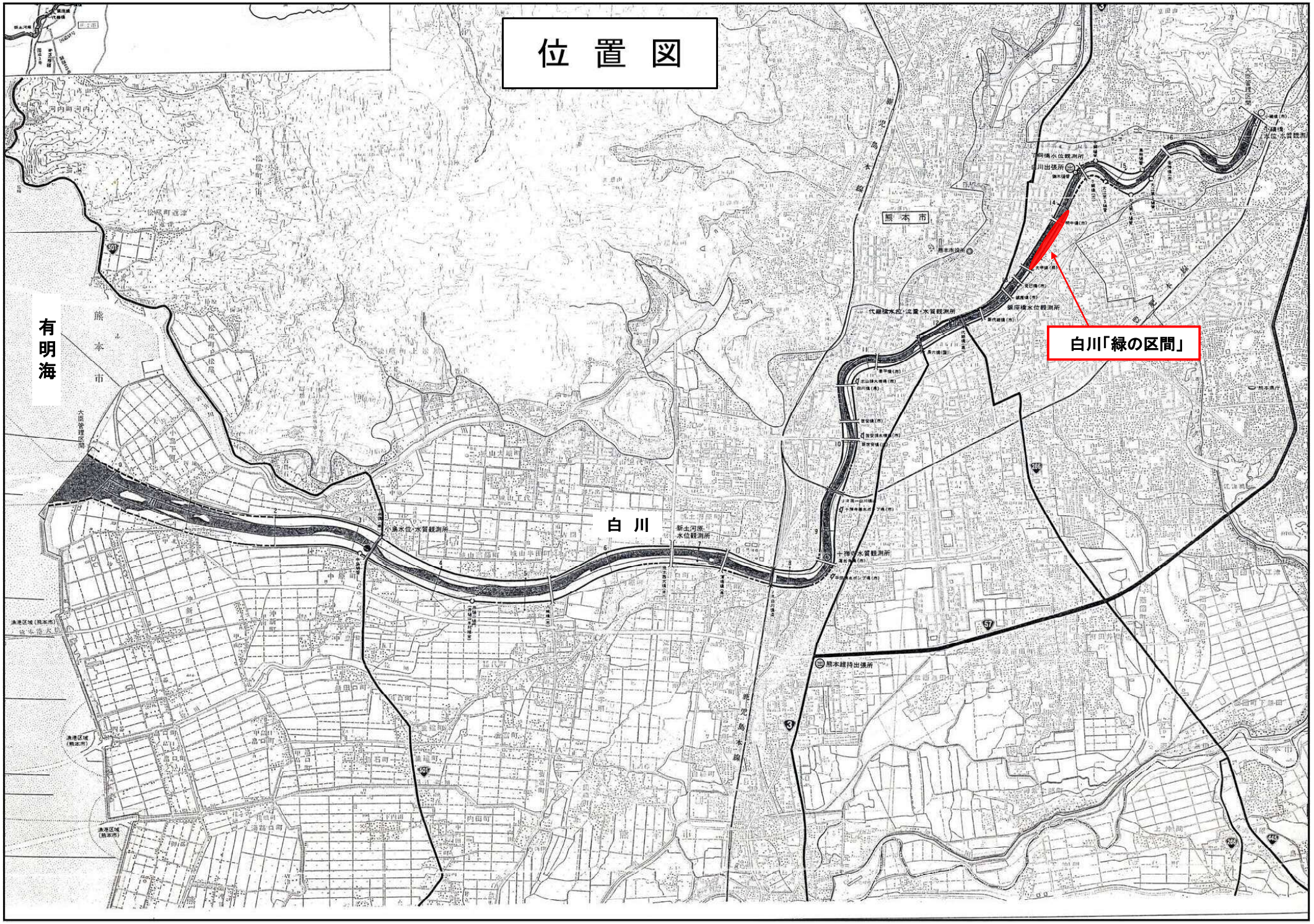
有明海
熊本市
白 川
白川「緑の区間」
小島水位・水質観測所
新土河原水位観測所
十禅寺水質観測所
代継橋水位・流量・水質観測所
銀座橋水位観測所
小磯橋水位・水質観測所
白川出張所
熊本維持出張所
熊本市役所
大臣管理区間
熊本港
漁港区域（熊本市）
鹿児島本線
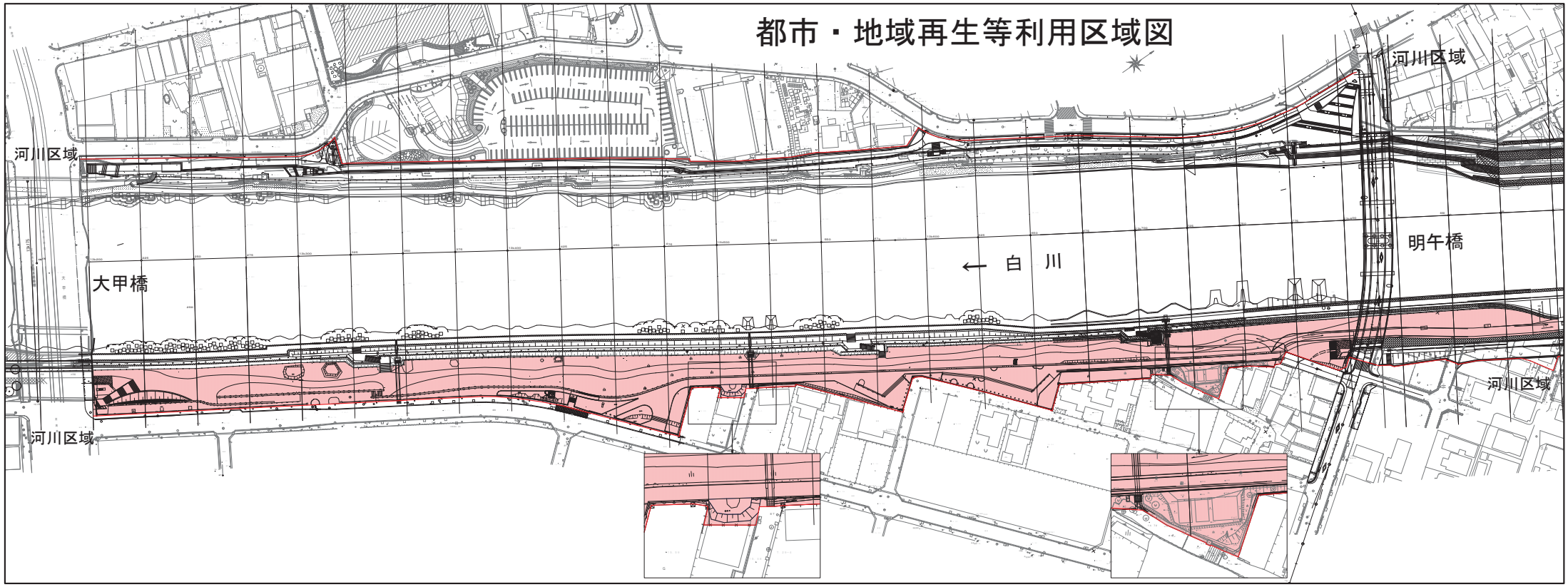
都市・地域再生等利用区域図